

特定非営利活動法人 School Voice Project

事業チーム運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 **School Voice Project** (以下「法人」という。) 事業チームの組織及び運営に関し必要な事項を定め、事業部における適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事業チームの種類)

第2条 事業チームには常設事業チームと短期プロジェクトチームを置く。

2 常設事業チームとして、フキダシチーム、メガホンチーム、政策提言チーム、エンタクチーム、企画イベントチームを置く。それぞれのチームは、以下の事業内容を実施する。

(1) フキダシチーム

ア 教職員WEBアンケートサイト「フキダシ」(以下、「フキダシ」という。)の運営全般

イ 「フキダシ」で行うアンケートの立案・実施

(2) メガホンチーム

ア WEBメディア「メガホン」(以下、「メガホン」という。)の運営全般

イ 「フキダシ」で行ったアンケートの結果分析及びWEB記事の執筆・編集

ウ インタビュー記事、解説記事の執筆・編集・掲載

エ 音声メディア「メガホンラジオ」の運営

(3) 政策提言チーム

ア アンケート結果等学校現場の声をもとにした政策提言・ロビイング活動の実施

イ 政策提言を行うテーマ等に関する調査分析研究活動

(4) エンタクチーム

ア オンラインコミュニティ「エンタク」の運営全般

(5) 企画イベントチーム

ア 外部向けイベントの企画・運営

3 短期プロジェクトチームは、理事会の承認を得て設置し、当該事業終了後の理事会への報告をもって解散する。

第3章 職制

(事業チームの構成)

第3条 事業チームには、各事業チームごとに次に掲げるメンバーを置くことができる。

- (1) チームリーダー 1名
 - (2) チームサブリーダー 1名
 - (3) チームメンバー 若干名
- 2 前項以外の職制を定める場合は、理事会の承認を得なければならない。

第4章 職責

(メンバーの職務)

第4条 事業チームのメンバーの職務は次のとおりとする。

- (1) チームリーダーは、理事会の承認を受けて、事業チームを統括する。
- (2) チームメンバーはチームリーダーの統括のもと、各業務に従事する。
- (3) チームリーダーに事故があるとき又はチームリーダーが欠けたときは、チームサブリーダーがチームリーダーの職務を代行する。

(メンバーの任免及び職務の指定)

第5条 チームリーダー及びチームサブリーダーの任免は、代表理事が行う。

- 2 チームメンバーの任免は、チームリーダーが行う。
- 2 チームサブリーダー及びチームメンバーの職務は、チーム内の協議及び本人の合意を得て、チームリーダーが指定する。

第5章 事業運営

(事業運営における決裁)

第6条 事業運営に関する事項は、原則として担当者が文書または電磁的記録によって立案し、チームリーダーを経て、別途定める「理事の職務権限規程」に規定する決裁権者（以下、決裁権者という。）の決裁を受けて実施する。

(代理決裁)

第8条 代表理事およびチームリーダーが出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁事項は、サブリーダーもしくは事務局長が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

1. この規程は2024年3月25日から施行する。（2024年3月24日理事会議決）